府　令

○内閣府令第六十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第一の5を次のように改める。

5　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当中間期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第一号第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

別紙様式第一号の二第一の5を次のように改める。

5　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当中間期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第一号の二第一の6の〔国内基準に係る単体自己資本比率〕の表中「企業結合により計上される無形固定資産相額」を「企業結合により計上される無形固定資産相当額」に改める。

別紙様式第一号の二第2の表、別紙様式第二号第2の表及び別紙様式第二号の二第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

別紙様式第二号第一の10を次のように改める。

10　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第二号第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

別紙様式第二号の二第一の11を次のように改める。

11　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第二号の二第2の表、別紙様式第四号第2の表及び別紙様式第四号の二第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。